

茨城空港への国際航空便の乗り入れに関する確認書

茨城県、防衛省及び国土交通省（以下「三者」という。）は、茨城空港への国際航空便の乗り入れに関し、以下のとおり確認する。

記

（茨城空港への国際航空便の乗り入れ）

第1条 茨城空港への国際航空便の乗り入れは、茨城空港の運用時間内（駐機含む。）とする。

（茨城空港への国際航空便の乗り入れに係る協議等）

第2条 国際航空便の円滑な乗り入れの実現のため、三者は相互に連携し、尽力するものとし、茨城県は、国際航空便の新たな乗り入れ又は既存の乗り入れの変更の要望がある場合は、茨城空港連絡会（以下「連絡会」という。）において、当該乗り入れ便の、航空会社、定期便又は定期便以外の別、時期、曜日及び時間帯、機種その他の乗り入れに係る事項を提示し、協議を行うものとする。

2 前項の乗り入れの協議においては、空港機能及び百里基地の運用（訓練含む。）への支障が生じることのないよう、必要な調整を行う。

3 第1項の規定に関わらず、災害や機体の故障などにより、止むを得ず空港運用時間外の駐機が必要となった事実を確認した連絡会の関係者は、速やかに、他の連絡会関係者に連絡することとする。

（防衛省からの国際航空便の乗り入れの変更要望）

第3条 防衛省は、百里基地の運用（訓練含む。）又は航空祭、訓練展示その他防衛省における特別行事（予行含む。）に影響があると認める特別の事情がある場合には、既存の国際航空便の乗り入れの変更について要望することができる。

2 前項の要望については、連絡会において協議を行うものとする。

（国土交通省からの国際航空便の乗り入れの要望）

第4条 国土交通省は、国家的行事等の実施に伴う特別の事情がある場合には、国際航空便の乗り入れ等を要望することができる。

2 前項の要望については、連絡会において協議を行うものとする。

(確認書の変更)

第5条 本確認書に疑義が生じた場合は別途協議するものとする。

附 則

- 1 この確認書は、令和7年8月7日から適用する。
- 2 茨城空港への国際航空便の乗り入れに関する確認書(令和元年10月29日)は、令和7年8月7日をもって廃止する。

令和7年8月6日

茨城県営業戦略部長

久 保 三千雄
(公印省略)

防衛省防衛政策局運用基盤課長

勝 谷 大 輔
(公印省略)

国土交通省航空局航空ネットワーク部

航空ネットワーク企画課長 指 田 徹
(公印省略)